市民協働推進関連事業の概要

I 市民協働型まちづくり推進事業

◆事業の目的

市民と行政がパートナーシップをもってまちづくりを進めるため、市民協働を推進するとともに、行政のパートナーとしての市民活動を支援し、市民の参加意識の高揚と多様な交流のある魅力的なまちづくりを図る。

1 市民協働審議会【H13~】

(1) 事業の目的

横須賀市市民協働推進条例に規定された機関(市民協働審議会)を運営することによって、本市における市民協働の推進を図る。

(2) 事業の概要

① 役割

ア 市民協働の推進及び進ちょくに関すること並びに市民協働に関する助成 のあり方について、市長等の執行機関の諮問に応じ、審議し、答申する。

イ 上記の事柄について、諮問がなくても、調査・審議し、市長等の執行機関 に対して意見を述べることもできる。

- ② 任期
 - · 2年
- ③ 構成員:10名
 - ア 学識経験者委員(3名)
 - イ 市民公益活動団体関係者(3名)
 - ウ 事業者(2名)
 - 工 公募市民(2名)
- ④ 開催方法

全体会:年4回

専門部会:年各1~2回

- · 市民協働推進補助金等審査専門部会(6名)
- ・元気ファンド審査専門部会(5名)
- ・NPO 法人条例指定審査専門部会(4名)

2 市民協働推進補助金【H14~】

(1) 事業の目的

市民公益活動の活性化を図り、市民の創意を生かし、個性豊かな地域社会を実現するため、先駆性、機敏性、専門性、地域性、広域連帯性等の特性を有する市民公益活動団体が行おうとし、または、現在行っている市民公益活動に要する経費の一部を補助する。

(2) 事業の概要

- ① 対象活動
 - ・分野にとらわれない市民公益活動全般を対象とし、広く企画提案を公募する。
- ② 対象者
 - ・市内で活動する市民公益活動団体 (NPO法人・任意団体・ボランティアグループ)
- ③ 補助対象・期間
 - ・事業費を対象とする。
 - ・単年度補助、同一企画で最長3年とするが、毎年申請・審査を要する。
- ④ 補助額
 - ・上限を50万円とし、自己資金率20%を条件とする。
- ⑤ 審査方法
 - ・公正性、透明性を確保するため、公開プレゼンテーション及び審査会を開催する。

<平成29年度の審査結果>応募のあった以下の11企画すべてを採択

No	団 体 名	事業名	補助額 (円)	
1	湘南たけやま サポートクラブ	湘南たけやま サポートクラブ	400,000	
2	馬堀台団地お助け隊	地域住民への生活支援サービスをするための 事業	128, 000	
3	矢車草 車椅子ダンス	車椅子ダンス等々で交流会	200, 000	
4	みんなの宝石箱	シニア世代の生きがいと健康・歌を愛する会	51,000	
5	鷹取山自然観察会	鷹取山自然観察の里山づくり	120,000	
6	三浦半島活断層調査会	「深海から生まれた三浦半島」リーフレット作成 及び地質情報普及事業	100, 000	
7	16 ミリ試写室	ドキュメンタリー映画の上映と監督の講演	121,000	
8	近隣4ヶ国児童絵画交換展実 行委員会	第4回近隣4ヶ国児童絵画交換展 in 三浦半島	200, 000	
9	ヨコスカ織り人	横須賀の魅力をWebで発信するローカルメディア事業	188, 000	
10	ョコスカトモダチ JAZZ2017 実 行委員会	ョコスカトモダチ JAZZ2017 のプロモーション事 業	500, 000	
11	いーちゃ・イチャ フェスティバ ル実行委員会	第 10 回い一ちゃ・イチャ フェスティバル	250, 000	
補 助 査 定 額 合 計				

3 企画提案型市民協働モデル事業【H16~】

(1) 事業の目的

市内に存在する様々な問題や課題に対して、市民公益活動団体の特性を活かしながら解決する企画を広く募集し、選考された事業について市民公益活動団体と市が実施にあたっての基本的な役割分担などを明らかにした協定書を締結して事業を実施する。

行政と市民が協働して事業を行いながら、地域の課題などを解決していくことによって、市民協働の定着を図る。

(2) 事業の概要

- ① 協働事業の企画の募集
- ② 提案された企画の選考
- ③ 市民公益活動団体と横須賀市との間で最長3年の協定書を締結
- ④ 実行委員会等の立ち上げ後、負担金(年40万円を上限)の支出
- ⑤ 行政との役割分担の上、企画実施
- ⑥ 協定期間終了後の事業の方向性を検討

<平成29年度の審査結果>

行政募集テーマ:

- ①市内の自然環境を生かした、小学校向けの環境体験事業
- ②住宅リフォームや外壁塗装工事などのトラブルから消費者を守る市民協働事業 応募のあった5企画のうち、①・②のテーマごとに1企画ずつ採択

	団 体 名	事 業 名
1	NPO 法人三浦半島生物多様性保全 (テーマ①)	学区の自然を再発見、小学校向けの環境体験 事業
2	横須賀建築設計事務所協会 (テーマ②)	住宅リフォーム工事などのトラブルから消費者 を守る市民協働事業

<参考:他制度等との比較>

	市民協働推進補助金	企画提案型市民協働 モデル事業負担金	委 託
事業主体	市民公益活動団体	市と市民公益活動団体 (実行委員会の結成)	市
募集テーマ の設定	特に限定していない	毎回予め募集テーマを設 定している フリーテーマもあり	-
企画立案	市民公益活動団体	双方で条件等を調整しな がら実施	市
成果物の帰属	市民公益活動団体	協定で決める	市
市の関与の割合	関与しない	双方 (実行委員会) で決める	100%関与

4 市民まちづくりサポーター保険制度【H15~】

(1) 事業の目的

市民が自主的に行う市民公益活動や市が行う市民協働事業における事故に備え、これらを対象とする保険制度を用意することによって市民公益活動を促進し、市民協働の推進を図る。

(2) 事業の概要

① 対象活動

横須賀市内において継続的・計画的に無報酬で行われる公益性のある活動。

② 対象者

ア 活動者

市内在住、在勤、在学者及び市内を活動の拠点とする市外在住者で対象活動を行う個人

イ 活動団体

対象活動を行う団体(損害賠償事故のみ)

③ 保険内容

ア 傷害保険

活動中に発生した偶然の事故で活動者が死亡又は負傷した場合に保険金が支払われるもの。

補償額:死亡300万円、後遺傷害最高300万円、入院1日2,500円、通院1日2,000円

イ 賠償責任保険

活動中に活動者等の過失等により活動者又は第三者の生命・身体・財物損害を与え、賠償責任を負った場合に保険金が支払われるもの。

補償額:身体賠償1名最高1億円、1事故5億円、財物賠償1事故500万円、 保管物賠償1事故500万円

④ 運営方法

市が保険料を全額負担し、損害保険会社と契約する。活動者、団体による加入手続きは不要。

5 市民協働啓発事業

(1) 事業の目的

市民協働に関する市民、市職員の意識を高め、市民公益活動が行いやすい環境づくりを進めることにより、市民協働の推進を図る。

(2) 事業の概要

① 市民向けセミナー等

事業名	対 象	目 的	実施方法
進セミナー	市民公益活動を 行っている人、 これから行おう としている人	市民協働や市民公益活動の現状について学び、今後の市民協働推進のリーダーやコーディネーターとなりうる人材を育成すること。	市民協働や NPO、ボランティア などに関して豊富な知識と課 題認識を持つ団体から企画を 募集し、委託して事業を行う。
フォーラム	シニア世代を中 心とした一般市 民	定年退職前後世代を主なター ゲットとし、市民協働や市民公 益活動への関心を高めること。	啓発に繋がるような講演会や セミナーなどを企画する市民 公益活動団体に委託して事業 を行う。

② 職員向け研修

ア 市民協働事業実践型職員研修(毎年)

市民協働の担い手となる実践型職員を養成するため、専門委員を講師として、概ね入庁10年以内の職員を対象とした庁内研修を行う。

イ 管理職を対象とした「市民協働」の意識付け(随時)

セミナー開催など様々な方法で、管理職職員に対して「市民協働」の意識付けを行う。

6 市民協働総合調整

(1) まちづくり出前トークのとりまとめ

① 事業の目的

行政が市民に近づき、市民と市職員が膝をつき合わせながら、市の施策について話し合うことで、相互理解を深め、市民協働型まちづくりを推進する。

② 事業の概要

ア 担当部局と連携し、市民の希望する場所、時間に出向き、市民の希望する テーマについて、意見交換を行う。

イ いただいた意見から市民ニーズを把握し、施策へ反映させる。

ウ メニュー方式も引き続き実施する。メニューには、既に各部で出前を行っているテーマ、特に市民と議論を深めたいテーマ、市民から意見や要望等が 多いテーマ等を加えて更新する。

(2) 車座会議のとりまとめ

① 事業の目的

市長自らが地域に出向き、今後の市政を市民の皆さんと膝を交えて話し合うことを目的とする。

直接、市民から「生の声」をいただき、意見交換を行うことによって、双方向性の市政運営を行っていくとともに、政策形成過程の透明性を高め、以って市民との信頼関係を構築していき、市民協働型まちづくりを推進する。

② 事業の概要

ア 市長と市民の皆さんによる直接対話方式により開催する。

イ 毎回テーマを決めて行う。

ウ いただいたご意見を政策・施策に反映する。

(3) まちかど里親制度

① 事業の目的

市民団体等が公共用地の里親となって美化活動等を行い、市がそれに対して清掃用具やゴミ袋の提供等を行うことで、市民協働による美しいまちづくりを進める。

これらにより、市民の地域に対する愛着心や参加意欲を醸成し、市民協働の推進を図る。

② 事業の概要

市民生活課で随時、里親希望を受け付け、公共用地の所管課等との調整を図って実施する。

Ⅱ 市民公益活動促進事業

◆事業の目的

市民が支援したい市民公益活動を指定し、積極的に支援することができる仕組みである「NPO支援基金(愛称:よこすか元気ファンド)」からの繰入金を主な財源として、市民公益活動団体を支援する。

1 NPO支援基金(よこすか元気ファンド)【H20~】

(1) 事業の目的

市民から寄せられた寄附金、NPO支援基金の利子、一般寄附分と同額の本市積み増しを市民公益活動団体の支援に活用するために設置された基金。

(2) 寄附の種類

寄附の種類	内容
団体希望寄附	特定の団体を支援することを希望した寄附
分野希望寄附	特定の分野を支援することを希望した寄附
一般寄附	団体や分野を特定せずに市民公益活動全般の支援のための寄附

(3) 寄附実績(平成28年度)

	随時寄附		覚書締結による定期的寄附							
寄附の種類	,	個 人	企	: 業		/ビニ等 品販売	自	動販売機		合 計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
団体 希望	6	510,000	1	500,000	0	0	24	19, 797	31	1, 029, 797
分野 希望	1	10, 000	0	0	1	24, 570	6	140, 184	8	174, 754
一般 寄附	17	769, 350	0	0	2	250, 367	45	2, 205, 211	64	3, 224, 928
合計	24	1, 289, 350	1	550,000	3	274, 937	75	2, 365, 192	103	4, 429, 479

(4) 寄附金の充当先

基金から繰り入れた財源の充当先は、以下のとおり

- ① 特定非営利活動法人補助金
- ② 市民公益活動ポイント制度
- ③ よこすか元気ファンドの周知(パネル展等)
- ④ NPO支援講習会

2 特定非営利活動法人補助金【H21~】

(1) 事業の目的

市民から寄せられた寄附金等を積み立てた「NPO支援基金(よこすか元気ファンド)」からの繰入金を財源に、市民公益活動を支援することで、市民がNPO法人を支える環境をつくっていくこと。

(2) 事業の概要

① 対象者

市内で活動するNPO法人(事前登録を要する) ※平成29年3月31日現在 登録団体数:50団体

② 補助対象・補助額

補助金の種類	対 象	補助額の算出方法
ア 団体希望 寄附分補助金	運営費 事業費	当該団体への支援を希望した寄附金の合計額 を上限とする。
イ 分野希望 寄附分補助金	運営費 事業費	当該活動分野への支援を希望した寄附金の合計額を当該活動分野に登録されている団体数で除して得た額を上限とする。
ウ 一般寄附分 補助金	事業費 (継続事業は最 長5年まで)	団体又は分野を特定しない寄附金の合計額を 財源として、予算の範囲内で審査において決 定した額(申請上限額は10万円)。

③ 審査方法

横須賀市による事前審査後、市民協働審議会により補助対象の可否等について 審査を行う。

(3)補助実績(平成28年度)

	補助金の種類	交付団体数	交付金額
ア	団体希望寄附分補助金	4団体	994,000円
1	分野希望寄附分補助金	12 団体	188,000円
ウ	一般寄附分補助金	20 団体	994,000円
	合 計	(※) 22 団体	2, 176, 000円

^(※) ア~ウを重複して補助金を受けている団体あり。

3 市民公益活動ポイント制度【H27~】

(1) 事業の目的

市民公益活動参加への「励み」や「きっかけ」に資することにより、1人でも多くの市民が、生き生きと市民公益活動に参加できるようになること。

(2) 事業の概要

市民公益活動団体が行う活動に参加する人に、各団体を通じて「ポイント券」を配付する制度。

- ① ポイント券の利用方法
 - ア 市民公益活動団体等への寄附(寄附後は換金可能)
 - イ 障害者作業所の製品購入代金
 - ウ 一部商業施設の商品購入代金
 - エ 市立有料施設の利用料
- ② 平成 29 年度の最大発行ポイント数 40,000 ポイント (1 ポイント=50 円相当として利用可)

(3) 運営方法

市民活動サポートセンターの指定管理者(NPO法人)に窓口業務を委託

(4) 交付実績(平成28年度)

53 団体 38,804 ポイント

4 その他の「NPO支援基金(よこすか元気ファンド)」活用事業

- (1) NPO支援基金(よこすか元気ファンド)の周知【随時】
- ① 広報よこすか、ホームページ、ポスター、チラシ、パンフレットなどを活用 してよこすか元気ファンドを周知する。
- ② 大規模商業施設内でパネル展を開催し、市民に対し、よこすか元気ファンド やその支援を受けた市民公益活動団体を紹介する。

(2) NPO法人の自立的運営に向けた支援【H25~】

NPO支援講習会の開催 (寄附金の集め方、広報等)

※平成30年度からは、このほか、市民協働推進補助金等にも活用先を拡大予定。

5 NPO法人の個別条例指定制度【H24~】

(1) 事業の目的

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援すること。

(2)制度の概要

市町村の条例で指定されたNPO法人へ寄附をすると、寄附者の個人住民税の寄附金税額控除が受けられる制度。

(3) 指定の効果

① 個人の寄附者のメリット ア 個人市民税の税制優遇が受けられる。

② 指定NPO法人のメリット

- ア 認定NPO法人のPST要件 (パブリックサポートテスト) が免除。
- イ 内部管理がはたらく。
- ウ 社会からの信用が高まる。

(4) 審査方法

以下の基準を審査会及び事務局が確認する。

① 指定の可否の判断基準

ア公益要件

- ・事業活動が不特定多数の市民の利益に資する
- ・事業活動が地域の課題の解決に資する
- ・法人以外の者から支持されている実績がある

→ 市民協働審議会 で審査

イ 運営要件

・運営組織、経理の適正性など ※認定NPO法人制度の要件に準じたものとしている。 (条例指定を経て認定を受けることなども視野にあるため)

(5) 指定の実績

法 人 名	活動内容	寄附金税額控除の期間
特定非営利活動法人	 市民活動の支援	平成27年1月1日~
YMCAコミュニティサポート	川氏伯動の文族	平成32年12月31日
《認》特定非営利活動法人	資源のリユース・リサイク	平成26年1月1日
WE21ジャパンよこすか	ルの推進 他	~平成31年12月31日
《認》特定非営利活動法人 横	 国際交流に関する活動	平成25年1月1日
須賀国際交流協会	国际父伽に関りる伯動 	~平成30年12月31日
特定非営利活動法人	地域資源の保存・活用に関	平成25年1月1日
アクションおっぱま	する活動 他	~平成30年12月31日
《認》特定非営利活動法人	シニア有志による地域経	平成24年1月1日
産業クラスター研究会	済の活性化	~平成29年12月31日
《認》特定非営利活動法人	 高齢者・障害者の介護 他	平成24年1月1日
三浦半島高齢者福祉事業所	向断名:"早音名"771 護 他 	~平成29年12月31日

《認》:認定NPO法人

(6) 指定の有効期間

5年間

IV 市民活動サポートセンター運営事業

◆事業の目的

市民公益活動の拠点として、市民活動サポートセンター、地域(久里浜、追浜)市民活動サポートセンターを運営することにより、市民公益活動を促進し、市民協働型まちづくりの一層の推進を図る。

<市民活動サポートセンター 経緯>

時 期	内 容
平成11年11月1日	市民活動サポートセンター(汐入)開設 ※市直営
平成13年 9月4日	久里浜市民活動サポートセンター 開設
平成 13 年 10 月 1 日	運営委託開始 (汐入)
	受託事業者:特定非営利活動法人
	YMCA よこすかコミュニティサポート ※公募
平成 14 年 11 月 1 日	追浜市民活動サポートセンター 開設
平成 16 年 11 月 1 日	指定管理者による管理運営開始(1回目)
	指定管理者:特定非営利活動法人 YMCA コミュニティサポート
平成 20 年 11 月 1 日	指定管理者による管理運営開始 (2回目)
	指定管理者:上記 NPO 法人
平成 25 年 4月1日	同 上 (3回目)
平成 29 年 4月1日	同 上 (4回目)
	(~平成 33 年 3 月 31 日)

1 市民活動サポートセンター

(1) 事業の目的

市民公益活動のための打ち合わせや作業の場を提供するとともに、情報収集や情報発信、他団体との交流を促すなど、市民公益活動の拠点として、市民公益活動を支援する。

(2) 事業の概要

- ① 交流促進機能市民活動を行う者の交流場所の提供
- ② 活動支援 事務的活動の場の提供、相談支援の実施
- ③ 情報収集・情報発信支援 市民活動に関する情報収集、情報発信の場の提供

2 久里浜市民活動サポートセンター、追浜市民活動サポートセンター

(1) 事業の目的

主に久里浜・追浜を中心とする地域で市民公益活動を行う団体・個人に事務的活動の場を提供し、市民公益活動を促進する。

(2) 事業の概要

日常的な施設の維持管理や利用者対応を市民サービスセンター(役所屋)職員に依頼して運営する。

事務的活動のため、ミーティングスペースの提供、印刷機等の設置を行う。

3 市民活動サポートセンター運営懇話会

(1) 事業の目的

市民活動サポートセンター運営委員会を開催し、利用者のニーズにあった、より良いサポートセンターの運営について検討する。

(2) 事業の概要

③ その他

公募市民9名及び市民生活課長1名(定数15名以内)の計10名で構成され、 サポートセンターにおける課題を把握し、利用者の立場に立った、より良い運営 を検討する。年4回開催。

(参考)	平成	29 年月	き予算	の概要

(1)市民協働型まちづくり推進事業費	6, 766, 000 円
① 市民協働推進補助金	2,310,000円
② 企画提案型市民協働モデル事業	1,200,000円
③ 市民まちづくりサポーター保険制度	1,370,000円
④ 市民協働啓発事業	334,000 円
⑤ その他	1,552,000円
(2) 市民公益活動促進事業費	5, 809, 000 円
① 特定非営利活動法人補助金	2,852,000円
② 市民公益活動ポイント制度	2,000,000円
③ その他	957, 000 円
(3) NPO支援基金積立金	7, 172, 000 円
① 利子の積立	4,000円
② 寄附の積立	4, 234, 000 円
③ 一般財源分積増分の積立	2,934,000円
(4) 市民活動サポートセンター運営事業費	51, 558, 000 円
① 市民活動サポートセンター指定管理料	30,975,000円

② 久里浜・追浜サポートセンター管理料 7,716,000 円

12,867,000 円